

昭和二十五年三月二日(木曜日)午後二時二分開會

農業改良助長法の一部を改正する法律案（内閣提出）

農業災害補償法の一部を改正する法律案（内閣送付）

農業災害補償法第十二條第三項の規定の適用を除外する法律の一部を改正する法律案（内閣送付）

○委員長(楠見義男君) それでは只今から農林委員会を開会いたします。本日は最初に農業改良助長法の一部を改正する法律案につきまして、昨日に引続き御質疑を願ひ、できますれば引續いて討論、採決に入りたいと思ひますので、さうにお取計らいを頂きたい

と思います。それが済みましたら農業災害補償法の一部を改正する法律案及び農業災害補償法第十二條第三項の規定の適用を除外する法律の一部を改正する法律案、この二件につきまして衆議院の方は昨日委員会が上つたそうであります。が、本院におきましては尙予備審査の案件でございますが、この二件を御審議したいと思ひます。さうに御了承頂きたいと思ひます。

○藤野鑿雄君　我が国の将来の農業の方針については羽生委員から質問があったのでありますが、私もこの問題についてお尋ねしたいと思うのであります。農業改良局は我が国の農業の指導方針をどういうふうにとつておられる

○政府委員（磯邊秀俊君） 昨日も御説

明申上げましたように、農業改良局のやつておりますことは、必ずしも広い意味の農業改良の全般ではなくて、農家に働きかけまして、そうして農業の改良を馴致する。こういう点であります。

して、狙つておりますことは限られた日本の土地でありますから、これだけで増産いたしますと同時に、

をもつと高めまして、農家の生活改善なり、生活水準の向上に資する。一般的の方針といたしましてはそういうことでありまして、それを具体的に適用しまするにつきましては、各地の立地條件がありますから、その條件に応じまして或いは畜産を盛んにし、或は園

芸を盛んにし、或いはその他の茶葉を盛んにするというように、適地に適産と言いまするか、そういう方針で抽象的に流れないようにしたい、又その方針に進みますように試験研究機関を動員いたしましたして、もつと能率が上りますように整理、統合を進めておるわけであります。

○藤野繁雄君 農業改良局ではいろいろ調査もしておられるのであります

が、農業改良局の調査の結果は、農家の收支計算が現在どういうふうな状態になつてゐるか、又将来どういふふうな状態にならうとしてゐるのか、農村恐慌が今にも来ようとしてゐるのか、農家は非常に憂へてゐるのでありますが、こういうふうな

うなものに対する対策を考えておられるならば、その具体的の事項をお示しを願いたいと思ふのであります。

○政府委員(磯邊秀俊君) 農家の経済生活の変化につきましては、統計調査部の経済調査課におきまして全国的に経済調査を進めておりまして、今ここにその具体的な資料を持ちませんので、数字的に申上げることではできませんが、それによりますと、農家の経済がいろいろな点におきまして段々困

あります。ただ調査を始めましてまだ十分期間が経ちませんし、十分的確に前と比較することはできませんから、はつきり申上げるだけの全国的な材料は持ち合せませんが、そういう経済の段々困難になつて行きますに對処いたしまして、技術のいろ／＼な指導をいた

しますと同時に、改良局でやつておりますことは農家簿記の普及を図りまして、そうして一方におきましては新しい課税に対して適正な課税が行われるような資料を農家の側に整えさせますと同時に、経営改善の資料に資したい、こういうことを努力いたしております。それと同時に、この二十四年度までは農家の課税の実態につきましていろいろ研究いたしましたので、この從來

の課税方法について、改正すべき点についていろいろ立案いたしまして、大蔵省の關係当局といつて折衝して参つたのであります。又シャウア使節團の参りましたときにも、改良局で作りました原案を中心いたしましたして、各

方面とも御相談いたしましていろいろ意見を具申したのであります。その外農村電化、機械化という問題、それか

ら今のお話の恐慌の事態を全国的な数字として掴みますと同時に、特定の村につきまして、もつと突込んで事態を調べるということを、最近いろいろな方面、いろいろな村につきまして調査いたしておりますが、これは今月中にまとまると思いますが、まだはつきり申上げる段階には達しておりません。

考えて見ますというと、租税の負担に非常に困つておるような状況であるのであります。例をとつて見ますると、米価は政府において決定せられる場合においては、価格差の利益金が四十四円と決定しておられるにも拘わらず、実際の供出の例によつて見ます

れば、政府の予定したような優良な米ができなかつために、却つて私の方の調査によつて見ますというところ、約八十千くらいはマイナスになるのであります。そうして見ますというと、政府の計画と実際とは一石について百二十千くらいの減になつておる。こういうふうなことから、考へて見ますれば、本年の課税というようなものは相当地減しなくちゃできないのにも拘わらず、

らず、税務署の決定は殆んど減額しないような状態にあるといいましたならば、この税務署の決定が不合理であるというようなことを数字的に改良局が調査されてこれを示し、以て税制の改善に努力すべきが改良局の急務

中の急務であると思うのであります
が、こういうふうな点についての御感
想をお願いしたいと思いますのであります

す。

○政府委員(磯邊秀俊君) 今申上げましたようにいろいろ調査して参りまして、いろいろの機会に調査した結果は科学的な調査資料として一般に公表いたしますし、それから今申上げましたように課税の仕方のいろいろ改善を要するところ、農業の実情が十分理

うにいろいろ／＼努力して参つておりますし、今も努力いたしております。それから又先程申述べることを忘れましたが、来年度からはシャウ勸告が出ますと、従来の所得税を中心としたいろいろな問題、それに加えますのに地方税のいろいろな問題が出るかと思ひ

ますので、この点も今調査の計画を進めております。

○藤野繁雄君 現行法の第十三條の第二項によつて見ますれば、この法律は「農業協同組合その他政府若しくは都道府県以外の団体によつて支持されている普及事業を打ち切り、又は退歩させる意図があると解すべきではない。」こういうふうにしてあるものであります。然るに政府は本法の施行以來農業

協同組合の普及事業に対して圧迫干渉するような手段を講じておられるということは、甚だ遺憾に堪えないのである。例をとつて申上げますと、農林次官は各府県知事に対して新しい普及事業は政府の支持する唯一の普及

態勢であるから、農業協同組合に對して技術員の雇用のために国及び都道府県の納付金を交付することは望ましくない、又農林省としては農業協同組合が技術員を設置することに對する補助金の交付は、これを行わないという見解を堅持しておる次第である。こういうふうなことで何だか農業協同組合を圧迫し、又地方自治体が若しも農業協同組合に補助金を出そうとするならば、これは実質的に相成らんのだというふうな干渉をしておるようになつておるのではありませんか、この点についてお伺いしたいと思ふのであります。

○政府委員(磯邊秀俊君) これは第十三條にありますように、協同組合その他で普及事業をやらせることを強権を以て圧迫したり、干渉したりするといふ氣持はないのであります。ただ農林省で考へておりますことは、現在國費の補助を以て改良事業をやつておりますから、それと同じような仕事を民間の費用でおやりになれば技術員が両方で取合ひつことになるし、或いは同じような仕事を農民に二重の負担をさせるということになるから、そういうことは十分考へになつてからやられる方がよからう、こういう趣旨であります。決して干渉するようなことはありません。昨日も申し上げましたように協同組合とは、日本の零細農業経営を改善するために十分連絡を取つて参るよう、この点につきましては繰返し繰返し指導をいたしておるわけでありま

す。

○藤野繁雄君 只今の御説明で大体分つたのであります。森農林大臣は本委員会において今局長がお話になつたように、農業の振興のために農協協同

組合の指導と協力を求めておられるのであります。又これは現在の日本の状況から言つたならば當然のことを考へるのであります。そういたしますならば政府は農業協同組合、殊に指導事業を行なつておるところの農業協同組合に對して如何なる助成、或いはこれが發展に資するような施策を講じておられるか、その具體的の案を事實を挙げてお示し願ひたいと思ふのであります。

○政府委員(坂本實君) 只今藤野委員の申されました指導協同組合に對する政府の考へ方に對してでありませんが、或いは御質問に外れるかも知れませんが、つまり補助金を以て維持育成して行くといふような方向に持つて行つたらどうかといふような意味もあるのではないかと思ひますが、この点につきましましては政府といたしましては聊か考へが違ふのでありまして、補助金を以て出すといふようなことは只今のところでは困難と思ふのであります。むしろいよいよ指導協同組合の本旨でありますところの各般の仕事に對しまする政府の考へは、能う限り我々のあらゆる機關を通じて得た總合の結果をお示しいたしましたして、これに基づいてやつて頂く、こういうようなことにならうと思ふのであります。尙この点につきましましては我々も今後できるだけの御協力を申上げたい、かように考へておる次第であります。

○藤野繁雄君 我が國農業の将来を考へて見ます場合には、私は農業協同組合、殊に指導的の立場に立つ農業協同組合の活動によらなければできないといふことが、多々あると考へるのであります。又今坂本政務次官もそういうような御答弁になつておりますから、

將來においては日本を農業恐慌から救い上げるために、指導農業協同組合が十分なる活動ができるように、政府は施策を講ぜられるように希望するのであります。

次に提案の理由の第二によつて見ますといふと、都道府県の特種事業の比重を高めて補助金の割當を適正にした。こういうふうな書いてあります。が、この点について今少し具體的の説明をお聞きしたいと思ふのであります。

○政府委員(磯邊秀俊君) 第十六條の改正に關連しておるものと思ふのであります。昨日も申し上げましたように改良局といたしましては、速かに一市町村平均一人の割合で改良普及員を置きたいといふことで進んでおりまして、現在六千七百五十人の普及員を配置しております。明二十五年年度におきましては、二千五百人の普及員を増員をいたします。そうすると、大体四ヶ市町村に三人強ぐらゐの割合で配置されることになると思ふのであります。

でありましてこれを至急どの市町村にも少くとも一人以上の普及員が配置されますようにいたしますことと、それからもう一つは、どうしてもこの普及事業を進めますためには、市町村という行政單位を強く考へることが、普及事業の進展上有効であるという考へか

らいたしまして、こういう改正をお願いしたのであります。

○藤野繁雄君 町村といふことを考へられたといふことでありますが、町村の中には、例えば中心に出て来るのにならぬたつて一泊しなくては會議にも出られないといふような町村があると考へるのであります。そういうふうな

辺鄙な町村が若しもあつたと仮定いたしましたならば、この特殊事情というやうなことを加味して、割當の金額を幾らか増加されるお考へがあるかどうかお伺ひしたいのであります。

○政府委員(磯邊秀俊君) これは全くお説の通りであります。第十六條の第一項第一号、第二号、第三号は、人口割と、耕地面積割と、市町村数割とで、機械的に割當をするのであります。交通の非常不便な県で指導上特に必要だと、こういうところでは第四号の二割の、仮に自由裁量と申上げますれば、その裁量いたします場合に十分考へいたしたい、かように考へております。

○藤野繁雄君 配付された農業改良普及事業補助金割當の、現行法によるものと、改正法によるものとを比較、この表を拜見して見ますといふと、現行法によれば九割であるし、改正法によれば三割であるといふやうな關係があつてでありまして、増加に

なるのは山梨県外六府県であります。殆んど全部のものが減少するといふことになつて來てゐるのであります。これは今お話のあつたやうに、二割を取つておつて、その二割によつて加減するから、こういうふうなことになるのであるのだと、こういうふうなことであらうと思ふのであります。一応この点をお伺ひいたします。

○政府委員(磯邊秀俊君) ちよつとお尋ねいたしますが、この第四の表でございいますね……これは、今お話の通りに、前の数字は全体の予算の九割の場合でありますし、後の場合は八割について計算したものであります。これ

は、當然こうなるかと思ふのであります。この点は、後の二割の考へをいたします場合には、先程申しましたやうに、地勢であるとか、交通の便否であるとか、或いはその他いろいろ事情を考へたしまして、適正に分けて行く。で、昨日も申し上げましたやうに、今年よりも減る県はどのもないやうにいたします。

○藤野繁雄君 若しも最悪の場合を仮定いたしましたも昨年よりも減ることはないと、この仮定いたしましたといひましたが、人間が二千五百人増すのでありますから、同様の金額を配給されたならば、二千五百人の中、その県に割當てられた分だけは減になつて来るのであります。その点は、昨年度よりも減らないといふことでは、ちよつと合点が行かないやうな点がありますが、その点お伺ひしたいと思ふのであります。

○政府委員(磯邊秀俊君) これは、市町村割といふものを入れますから、それがなかつた場合に比べますと、その県の町村の平均面積が非常に広い県におきましては、若干減ることもあるかと思ふのであります。これは先程申し上げましたやうな趣旨で、多少その点は、規則を改正いたしましたから、不便を伴われる県もあると思ひますけれども、全体といたしまして、今までの普及員の配置状況なり、その他を十分勘案いたしまして、御迷惑をかけるやうな県が少くなく、又できましてその御迷惑は最小限度に止めた

い。漸次我々の計画に従ひますれば、増員して参りますから、先程申しましたやうに、これを一ヶ村一人といふところに早く持つて行くやうに考へて行

は、當然こうなるかと思ふのであります。この点は、後の二割の考へをいたします場合には、先程申しましたやうに、地勢であるとか、交通の便否であるとか、或いはその他いろいろ事情を考へたしまして、適正に分けて行く。で、昨日も申し上げましたやうに、今年よりも減る県はどのもないやうにいたします。

きたいと、かように考えております。

○藤野繁雄君 昨年から病虫害の防除の方法が変つて、従来石油で大体防除しておつたのが、薬剤防除になつたのでありますが、この結果、農家の負担が一反歩当りどのくらい加重になつたとお考えになつておりますか、又将来においてもやはり薬剤による防除を主として奨励されるお考えであるか、この点お伺いしたいと思ふのであります。

○政府委員(磯邊秀俊君) 今御質問の、どのくらい増えたかということ、はまだ調査いたしておりませんが、ここで的確にお答えすることはできませんが、病虫害の駆除をどういう方法でやるかという問題は、試験研究機関におきましての絶えざる研究の結果を待ちまして、その病虫害の種類に応じて、最も有効適切な、而も農家のおためになるような方法で駆除ができれば、指導して参りたいと、このように指導して参りたいと、このように試験研究の結果と、それから病虫害の種類によつて考えて行きたい、農薬による以外に方法はないというふうな堅くは考えておりません。

○藤野繁雄君 最後に、我が国の食糧問題から考えて行きますという、甘藷の加工貯蔵というように、力をを入れて行かなくちゃできないと思ふのであります。改良局では、甘藷の貯蔵及び加工に対して、どういうふうな方法でこれを奨励せられる予定であるか、現在の状況、或いは将来の計画があるならば、それをお伺いしたいと思ふのであります。

○政府委員(磯邊秀俊君) 加工貯蔵の問題につきましては、先ず試験研究機

関におきまして試験をいたすということが第一でございます。それは農事試験場の、例えば中央試験場におきまして、キエリングの試験をいたす、その他の試験研究機関におきまして、それに準ずる試験研究をいたしております。それから又、試験研究のやり方なり、成果につきまして、外国の事情も知る必要がありますので、いろいろな要求の中で、特にこういう「いも」類の貯蔵につきましては、技術員をアメリカに派遣いたしまして研究させております。近く帰つて来ると思ひます。試験研究の結果生れましてのものにつきましては印刷物として一般にお知らせいたしますし、又他面におきましては普及員を通じて農家にお知らせする。ただこの貯蔵いたす問題については、設備費その他の補助金の問題はこれは外の局で考えております。

○池田宇右衛門君 各委員から非常に本案の問題につきまして質疑をされておりますが、私はこの際更に指導の強化という点についてもう少しお尋ねして見たいと思ひます。大臣から指導陣の活躍がなかつたから、農業の進展に対して聊か物足りないという言葉もあつたが、戦時中から日本農業は指導ということについて欠けておること、は、次官、局長もお知りの通りであります。若し日本農業に対して必要という点に相成りますならば、零細農業を最も合法的に合理的に、而も今日のこの過重な税を負担して、尙且つ産業を進めて行く上においては、余程指導を十分に徹底しなければならぬというところは論を俟たないのであります。私はこの点に対して日本農業の指導陣

の強化に当りましては補助政策なくして指導陣の強化されていまいかと思ひます。今日までお知りの通りであると思ひます。大陸の大農組織であれば自力自営の下に又指導も強化されて行くでありますし、今日のごとく農地の改革、再編成によりまして、日本農業はそこに非常なよいところも見出し、また指導しなければならぬという点も見出し、一方又力の抜けでどうしても指導しなければならぬという点も見出し、指導の補助政策は、先程次官は指導の補助政策は、この際望めなかつたが、私はむしろ日本農業とその他の農業との違つたところをよく認識いたしまして、未だ日本農業においては補助政策をこの間に織込んで行かなくてはならぬと思ひます。指導者が要る。その具、その郡、その町村によつてお知りの通り、農産物が違つた。その土地その地方に適合した、即ち又輸出産業に振向けられるような日本農業の指導をして行かなければならぬ。これに対して各専門員をもつと強化して特殊産業の助成方法をとると同時に、これらの指導員を、いわゆる技術指導の方面を強化することをお考えがあるかどうかということをお伺いし、引續いて税制問題その他についてお尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(坂本實君) お答えいたします。転換期に立つております我が国の農村を如何にするかということにつきまして、最も合理的な而も効果的な指導方法をいたしますことの必要は、今更申すまでもないのであります。かような意味におきまして、い

る指導協同組合の責務は、誠に重大なものであると思ふのであります。ただ先程申し上げる通り国が助成金を出し補助金を出して、これに協力をするということは、今日の国の財政の立場におきましては困難であると思ひます。したが、併しながら農林省がいろいろな機関を持つております、農業改良局のごとき試験研究をいたしておりますところ、これはもとよりであります。その他いろいろな機関がありますので、これらの機関の得ました成果を周知徹底させまして、これによつてこの転換期を大過なく善処して行くという方向、向に一つ持つて行かなければならぬ、かように考えております。もとより今お話がありまして通りこの指導に当る人の量という問題も同時に、質の問題もあらうと思ふのであります。今後におきまして御意見のところは十分我々も一つできる限り実現をいたしますように更に一層の努力をいたしたい、かように考えておる次第であります。(議事進行「委員長、採決」と呼ぶ者あり)

○池田宇右衛門君 専門員を置くか置かないか、それから特殊産業に対する強化策を採るか採らないかということ、を局長に尋ねるのでありますが、併し税制問題について各委員からも言われましたが、一つの例を申し上げますならば、同じ「りんご」に対しましても青森県は一貫目の所得税の査定が四十五円と算定した、長野県は九十円と出して、それから同じ農地に対しまして、あの山間の地でも四千円五千円で、平坦地でもやはり大した違いのないように所得税の算定をされておりますから、農民はこれを……これは大蔵

当局に言うことでありますけれども、一例であります、非常に過重な税を負担しております。従つてこの税を負担するに農産物の売上ではなかつた、賄えないような状態に入つたのです。それは農村におけるところの不況及び農村は立ち行くか立ち行かないかというような岐路に段々迫られて行くというやうな過程でありますから、この点を十分に御研究下さいまして指導の徹底を図らなければならぬ。今日まで戦時農業はただ供出方面に重点を置いたが、事業連の経営もかようなわけではなかつた。指導の強化は補助政策でなければならぬ。又補助政策でなかつたならば、国も都道府県も町村みずからこの指導のよき人を抱えまして、そうして指導の徹底を図ることはできないというのが私の質問するゆゑであります。局長においても次官においても……今議事進行という声が出ましたから、私もつとやうしたいのでありますけれども、この程度にしますが……

○委員長(楠見義男君) やつて下さい。○池田宇右衛門君 今後十分納得のできるように答弁をして頂きたいと思ひます。○委員長(楠見義男君) 今の答弁をせられる前に、私からもちよつと申し上げるのですが、農業協同組合に対する政府の補助金を最近できるだけ少く、又或いは打切つた、こういう趣旨は、私共が理解しておるの、農業協同組合が昔のように補助金をどん／＼出すというところは、新しい農業協同組合が真に農民の民主的な団体として、又自

主的な団体として活動して行く上において却つて支障がある。従つて協同組合を飽くまでそういう自主的な立場から活動をして行くために、補助金は出さぬ方がいい、こういうことで補助金が打切られておる。こういうふうには私共は理解しておる。先程政務次官のお話のように国家財政の観点から補助金が出せないのだということであるとすれば、少くも六千億の予算というものがあつたから、而も先程来池田委員からお話がありましたように、指導事業というものは極めて重要である、こういう際に六千億のうちで一円も金が出せない、こう言うのはちよつと受取れないのです。従つてその点はこの機会に、農政局長も来ておられますから明かにして置いて頂いた方が、議論を整理する上において都合がいいと思ひますからお伺ひいたします。

○政府委員(坂本實君) 只今補見委員長から御指摘になつたのであります。が、もとより民主化されました農村の機関といつたしまして、この協同組合が逐次整備されつたものであります。が、これは今申しますように、自主的に経営をして頂くということが一つの考え方であり、同時に又今お話が起ります通り、いわゆる指導事業に携つて居る者につきましても、もとより補助金が出せません、非常にこれはその仕事をしつと円滑に推進することができると思ふのであります。が、国の財政等の関係もありまして、非常にこれはむずかしい、かように今申上げたのであります、けだしこれは両方の意味合いにおきまして、我々も今後更に努力いたしますが、今申

しました両様の意味におきまして、只今のところちよつと望み得ないのではないか。かような意味で申上げたのであります。

○池田宇右衛門君 望めないということだけではなくて、これは出すだけの決意を、今後そういうことをするかし、ないかの信念を聞くのです。そういうおざなりではなく、もつと農民の安心するように、農村強化をするには必ずやるという信念を私は聞きたいのです。

○羽生三七君 時間がないようでありますので、簡単に一つお尋ねしたいと思ひますが、昨日ちよつと申上げましたように、日本の農業の将来を考へて、單に栽培の技術指導を以てなしに、経営にまで亘る経営の合理化等を考へての指導を行う場合に、農林省内の役務担当と言ひますか、その各部局の役割から考へて、そういう純粹農政的な面での指導という場合に、農政局が担当されるのか、或いは改良局がみずからその役割をも果そうとするのか。その辺をちよつと伺つて見たいと思ひます。

○政府委員(磯邊秀俊君) 純粹農政という言葉の解釈は非常にむずかしい問題でございますが、農業改良局でやりますことは、先日申上げましたように、農家が農業経営の改善をするに當りまして、技術的な改良もいたさなければならぬし、又いろいろ技術の組合わさつております農業経営の改善もいたさなければならぬ。そういう点に重点を置きまして、改良事業を進めて居るわけでありまして、ただ農業経営の改善をいたしますところのいろいろは、これを取巻きますところのいろいろ

な経済的な條件を改善しなければならぬ。例えば災害の共済の制度を作るとか、或いはその他いろいろ農業上の問題があると思ひますが、これは農政局で担当いたしますことになつております。私の方でもやっておりますことは、飽くまで農家を相手いたしましたして、その経営なり、その経営を構成しております技術の改良を旨にやつております。

○羽生三七君 もう一つ承つて置きたいことは、農林省内で、特に農政局で昨日もお話がありましたように、日本農業の将来をいろいろ測定する場合に、例えば社会科学の面では、農業総合研究所がこれを担当し、或いはその他地域の個々の技術問題等は、各府県或いは国の試験場がこれを行うということはよく分るわけでありまして、先日來私が申上げ、又昨日藤野委員も申された、本日に日本農業を将来どうして行くかというような観点から農業経営を考へて行く場合には、一体農業改良局自体が考へになるのか、或いは農業総合研究所あたりの研究に俟つて、その結論をただ取り入れようというのか。そのどちらであるか。或いは農業改良局自体が積極的に大臣或いはその他と折衝されて、日本農業について根本的な一つの施策を立てようということをお考へになつて居るのかどうか。その辺をちよつと承りたいと思ひます。

○政府委員(磯邊秀俊君) この農林政策全体の動向に關します問題の決定と申しますか、それは農林大臣が決定される問題でありまして、改良局といひましては先程お話のいろいろな試験研究機関を動員いたしまして、その

決定に御参考になるようないろいろな資料なり、或いは計画なりを科学的な立場で供給申上げるといふことでございします。

○山崎恒君 紙一重の問題であります。が、こういう問題一つ私は参考にお聞きして置きたいと思ひますが、今農政の問題と農業経営の問題を提へて羽生さんから御質問されたのであります。が、只今当面の問題で、農村がもう不況になりつつある。ところが最近の例えは一つ食肉関係の例を取つて見ますと、豚は百匁百八十匁から二百匁したものが現在六十匁から七十匁で売られて居る。ところが地方ではこれを農協あたりで以て投げ売りするのはよせというやうなことで抑へて居るのです。が、まだ下るというやうな見通しから非常に売り方が殺到して居る。殊に最近の金詰りのために殺到して居る。これはもうやうな実情があるために、これはもう非常に安く叩かれる。ところが農村ではここで一時に豚や牛が相当出てしまふといふやうになると、将来の経営に非常に支障を來すといふやうな点があるのか、或いは改良局の面で指導するののか、その辺紙一重であります。が、お聞きして置きたいと思ひます。

○政府委員(磯邊秀俊君) 只今お話の通り本日に紙一重の問題であります。が、そういう何と申しますか、目先の見えないと申しますか。早まつた行動をされるやうな、そういう経営の行動を申しますか、そういうことにはならないやうに、先程申上げます普及員を通じていろいろ指導いたしておりますが、食肉の政策が全体としてどう行われるか、これは畜産局の問題で

ございまして、そういう畜産局で取られる政策と睨み合せまして、科学的に或いは客観的に見まして、こういうところがあるから、こういうことは注意しろといふことは普及員を通じてやつております。

○北村一男君 先程局長が税金の問題について、いろいろ御心配になつて居るとお話になりましたのであります。が、米を所得税の対象にするときに、実收審議会とか何とかがありまして、そこで決められるのが所得税の対象になる。そこで事前割当に対して補正減額をして貰つたやうな地方が、実收審議会の決定が非常に高くなつたために、補正減額をして貰つたのに拘わらず、事前割当を超えて実收が査定されるといふやうな例がありますが、これは誠に無用有害の機関になりつつあるといふやうなことを、とき／＼言つて居る者があつたが、さやうな事実はありますやうか。私は先般作報課長に伺つたときに、確かにそういうことはして居る。併し実收審議会で決めた実收といふものはその確実なものでないから、一％乃至二％といふものはどつちにも動かして使わなければ、絶対確実といふことはできないのであるから、そういう弾力性は持たして使わなければならぬものであると自分からは考へて居る。こういうことを申しておられましたが、改良局で統計調査部を所管しておられるのであります。が、こういう注意を国税庁になされた事実があるかないか、このことを一点……

○政府委員(坂本實君) 只今北村委員から御質疑のありました実收審議会というのであります。これは今年度新

しいのであります。が、これは今年度新

しいのであります。が、これは今年度新

しいのであります。が、これは今年度新

しいのであります。が、これは今年度新

らしい制度といたしまして考えました
実収査定委員会のことではないかとこ
う思うのであります。これは昭和二十
四年度産米の供出に鑑みまして補正が
十分でなかつたということのために、
過般行いました知事会議におきまし
て、要するにかような僅少な補正を以
ては到底供出は不可能だと思ふ。真に
止むを得ない理由によつて供出ができ
なかつた農家については、いわゆる責
任免除の措置を取つたらどうかとい
う。これは御意見が出たのでありまし
て、一体それは誰が査定するかとい
う問題があるのであります。この点につ
きまして、村に一つ実収査定委員会を
作つて貰ひまして、いわゆる市町村の
長が中心になつて、食糧事務所の検査
員、或いは又農業調整委員の方から一
名ずつ出して貰う、こういう制度を作
つて、真に止むを得ない農家というの
は一体誰かということを一見極めを
つけて貰う、こういう意味でこの制度
を一つ今年に運當して見ようというこ
とにいたしましたのであります。併しな
がら供出という仕事は非常に厄介な仕事
でありまして、實際これはこういうよ
うな実収査定委員会を作りますことが
一体妥當であるかどうかということ
であります。これを税という面から
見ますと、いづれにいたしまし
ても今年の補正は十分でない。従つて
今のように事前割当というものと比較
いたしますと、机の上に出ておりま
す数字と非常に違つてゐるものが現わ
れて来るのじやないか。こういうふう
な意味でありまして、実は今年の供出
の問題がさうに厄介なものでありま
すだけに、我々といひましたしても、大
蔵省に連絡を取りまして、かような事

實を突は連絡してあるのでありまし
て、国税庁といたしましても先程お話
のありましたように、供出の最後のな
数量を掴んで貰つて、そうしてこれを
課税の対象にする。こういうことにし
て貰わなければいけないということに
して、実は連絡いたしてあるのであり
ます。国税庁からこの点につきましては、
それそれ税務署にも連絡は行つておる
のであります。今お話のありましたよ
うに今年の補正が非常にむづかしい
而も責任免除といつたような新らしい
制度を設けましたので、今お話のあり
ましたように、査定委員会のいわゆる
最終的な結果によつて少くとも課税の
対象にして貰ひたい、こういうふう
に考へてゐるのであります。この点は
すでに大蔵当局を通じて、国税庁を
通しまして、それ、各府県の食糧事
務所にも連絡してありますし、各税務
署にもこの点は徹底いたしておると考
へております。

その事実をお調べ下さつて後日本委員
会においてお示し願ひたいと思ひま
す。
その次には試験研究の対象になさる
のに、先刻来、羽生、藤野両委員から
もこも、御質問ございましたが、一
体日本の農業の将来をどう思つてお
るか、或いは極く範囲を縮めて申し
れば、総理大臣が施政方針演説でお述
べになつたように日本の食糧の自給度
を高める、そういうようなことが試験
研究の場合にはやはりお考えの対象に
なつてゐる。端的に申しますれば多收
獲のものを作り上げるとか、或いはそ
うでなしに品質のいいものを作り上げ
るというやうなことを、研究なさると
きに御研究になると思ふのですが、ど
ういうやうなところに対象をお置きに
なつておるか、こういうことを一つお示
し願ひたいと思ふのであります。
いま一点食生活の改善について、何
か御研究になつた結果があると思ひま
す。この二点を御示し願ひたいと思ひ
ます。

りまして、現在やつておりますことは
食糧研究所において若干そういうこと
をいたしております。特に開拓民の生
活の問題については開拓研究所にお
いてやつておる。この程度でありまし
て、食生活の改善につきまして殊にこ
こで申しますのは農家の食生活の改
善であります。こういう問題につき
ましては事情が許しますれば将来もつ
と拡充して行かなければならんとい
うに考へております。

問題を考えまして、いろいろ試験研究
をいたします場合もありませんし、又大
臣からの御指図によつて試験研究いた
す場合もあります。いづれにいたしま
しても全般的には大臣の御指示を得て
これをいたします。ただ御了解を得て
置かなければなりませんことは、試験
研究でございますから、始めまして
直ぐ成果を納めるというわけに行きま
せん、やはり若干先を見通してやつ
て行かなければならん、この点に非常
に苦慮いたしております。それから又
今までの試験研究はややもすれば経
済、或いは農業の実態と離れてやる嫌
いがないにしてもありませんでしたか
ら、今後はこういうことのないように、
できますならば審議会その他の方法
で、そういう実情が十分試験研究機関
に取入れられるようにいろいろ考慮い
たしております。

〇委員長(橋見義男君) 外に御質問あ
りませんか。
〇池田恒雄君 農林広報といううちち
やな雑誌が出ておりますが、あれは何
部ぐらい出ているのでございませうか。
〇政府委員(磯邊秀俊君) 農林広報は
私共の所管ではございません。大臣官
房の弘報課で出しておりますが、私の
聞いておりますところでは、十萬部ぐ
らい出しておりますように聞いており
ますが、正確な数字は調べないと分り
ません。

〇池田恒雄君 農林省では農林広報の
外に何か直接出版するが、間接出版す
るかするものが相当あります。

〇政府委員(磯邊秀俊君) ああいう印
刷物の形を取つて定期的に刊行されて
おりますものは、その外弘報課の農林
時報、それから統計調査部の統計月報

第九部 農林委員会會議録第九号
昭和二十五年三月二日【參議院】

〇北村一男君 只今政務次官の御答弁
は誠に親心のある御答弁でありまし
るが、私の聞くところによりますと、こ
の突収はやはり中央で一応地方から材
料の上つて来たものを査定されて、各
府県に対して突収を割当てられて、そ
れから段々末端に下つて行くか、よう
に承つております。そういう機関があ
るかないかは只今御答弁頂かなくて
も、私は統計調査部から承つておるの
でありますから、後日一つお示し願ひ
たい。そういう機関があつてそれが所
得税の対象になる、突収が所得税の対
象になるということになりますと、ど
うも地方の実状とびつたりしないこと
が派山ある。これは非常に大きな利害
関係を農村に持つのでありますから、

〇政府委員(磯邊秀俊君) 試験研究の
問題でございますが、個々の政策につ
いていろいろ問題があると思ひます。
試験研究でやつておりますことは、も
のによつて必ずしも一概に申上げられ
ませんが、やはり限られた面積で増産
をして行くと同時に、こういう情勢に
なつて来ますと品質も考えなければな
りませんので、欲を申すようでありま
すが、品質のいいものを多收獲して行
くというやうな方向で、今試験研究を
いたしております。

それから第二の食生活の改善という
点であります。これは農林省関係の
試験研究関係としては一番弱い点であ
りまして、現在やつておりますことは
食糧研究所において若干そういうこと
をいたしております。特に開拓民の生
活の問題については開拓研究所にお
いてやつておる。この程度でありまし
て、食生活の改善につきまして殊にこ
こで申しますのは農家の食生活の改
善であります。こういう問題につき
ましては事情が許しますれば将来もつ
と拡充して行かなければならんとい
うに考へております。

〇北村一男君 繰返してお尋ねいたし
ますが、試験研究の目標をお立てに
なる場合に、農業改良局におかれまし
ては農林大臣が何か将来の農政上の考
えを指示なさつて、その線に沿うよう
に研究目標をお立てになるのである
か、それとも改良局長なり幹部の方が
将来はかくあるべしという御想定の下
に農林大臣、或いは政府から、格別の
指示がなくとも、独自の考へで御研
究になつてそれを農林大臣の農政政策
を樹立する参考に供せられるのであり
ますか、その順序を一つしつかり伺
たいと思ひます。

〇政府委員(磯邊秀俊君) これは試験
研究のことでございますし、又試験研
究の項目によつて違ひますので一概に
申上げかねますが、技術的な試験研究
につきましては、改良局におきまして
は戦後のいろいろの情勢を見極めまし
て試験研究の長期計画とでも申しま
すか、そういうものを樹てまして、大臣の
御了解を得まして予算の許す限り、人
員の許す限り段々研究いたします。こ
ういふ方向で進んでおります。それから経
済関係の問題はもつと現実の経済の政
策に関連いたしておりますから改良局
でいろいろ起り得る、現に起つておる

五

その他でございますが、その外印刷物でないガリ版の農林金融公報ですか、いろいろそういうものが出ております。それから特定の限定されたものでは、私共の方の普及部で「普及だより」、「こゝろ」を出しております。いろいろあります。

○池田恒雄君 農林広報が十萬部ぐらゐ出てゐるということになりますと、役場、協同組合、或いは普及技術員等にも配られておるわけになりますか、その外に農林広報は農家まで配る余裕はあるわけでございますか、十萬部ぐらゐ刷つてゐるとすると……

○政府委員(磯邊秀俊君) 他の課の出版のことでございまして、余りの確にお答えはできませんが、私共の承知しておりますところでは、何か農家には極く安い料金で配布されてゐるよう聞いております。

○池田恒雄君 それは勿論有料であるかないかは問題じゃないのですが、農林広報や農林時報、その他「普及だより」ですか、こういうものを見ますと皆それ／＼多少編集の内容は違つております。ちよい／＼と病害がどうであるとか、或いは何がどうであるとかいう、同じようなことを書いてゐるのですね。あれは読んで見ますと、それ程玄人が読むようなものじゃないのですね。内容を見ますと、本当に百姓を知らん、百姓を練習中の人に案内に読ませる程度の、新聞の下の方のちつちやい欄ですね、あそこを紹介するような内容のものを書いてゐるんですがね。あれはああいうことを書いてゐると、あれを讀んで喜ぶとか、有益だというのは、発行部数十萬とか二十萬程度の場合のレベルじゃないかと思うのです。

が、そうすると「普及だより」というのは一体どの程度の部数になりますか。これは部数によつて記事のレベルが違つて来ると思うのです。だから仮に農林広報が十萬も出ているとすれば相当敬意を拂ひますけれども、仮に農林広報が十萬程度で「普及だより」は一萬程度だ、農林時報が五千ぐらゐだということになりますと、農林省から沢山の出版物を出してゐるが、書いてゐることは十萬、二十萬の低いレベルのゴシップみたいなものを扱つておるということになると、これは中間の役人諸君が遊戯的に綴方を作つておるような工合になつちやうのですね。何も別に讀んだからと言つて役に立たない。書いたからと言つて役に立たない。とにかく予算を食つて見ようというふうなものになりはしないかと思ひます。だからその発行部数が何ぼかというところによつて、もつと編集の内容がきちんとされなければならん、予算の關係もびつ／＼しなければならんのだと思ひますね。もう一つ、農林広報で「いも」の焼き方を書いてゐる、「普及だより」の方にもそんなことを書いておる。而もそれは實際役に立つ人の手には渡らないというのじや、私は農林省なら農林省の中か、せいでい地方事務所あたりの中で紙を食つてしまふということになる、何にも役に立たない。どういふものなんです、實際上の出版されてゐる内容というものは……

○政府委員(磯邊秀俊君) 農林広報は私の承知しておりますところでは、農業政策を一般の農村に普及徹底させるという趣旨のものであつたと思ひます。それから「普及だより」は、これは

は全く性質の違ふもので、先程来申しましたように現在六千七百部、これは農業改良委員が各地区にありまして、農林省の職員と農林省の普及部との連絡のものとありまして、これはもう雑誌といふよりもただ一枚の新聞紙の小さいようなもので、簡単なものでございす。従つてそこに書いてあることも急速に農林省で普及員なり、改良委員にお知らせしなければならんという、そういう手紙代りのものであります。

○池田恒雄君 そうすると、特に広報について今お伺ひしておりますのは、やはり讀ます讀物というものは非常に大切なものだと思ひます。そういうものは特別まとまつたものは民間にはないのです。そこで私は普及員を置くのは結構であります、更にそれに何倍する教育上の機関紙ですね、それが出版物にそういう任務を與えておるのか、私はまだ承つておらなかつたのですが、果して農林広報にそういう役割をさしてゐるか、或いは「普及だより」にさしてゐるか分らないのですが、そういうものが普及制度から言つて必要なんじやないか。

○政府委員(磯邊秀俊君) 改良局の普及事業の推進に必要な印刷物と申しますか、そういうものは大体極く一般的なもの、農林広報を利用することもありますが、それ以外に又特殊な試験研究を一般に知らせるといふときは、いろいろな民間の雑誌もございすから、そういうものに職員が寄稿することもあります、それから又特殊な専門的な問題につきましては、農林叢書というものが四十冊ぐらゐになると思ひます

が、發行いたしましたして、農業技術というものに補助金を出してやつておりますが、そういう方法でやつております。

○池田恒雄君 併しああいう出版物はただ出版されてゐるというだけで、普及事業として何か組織的にやつてゐるかどうかが非常に疑問にやないのですか。私が特にこのことを問題とするのは、こういう制度がありまして、一応企画は立つがちつとも実用的には動いていない。そしてつまつた役人が遊戯的に趣味でやつてゐるような形になつてしまつて、ちつとも外まで行かない程度で実施されてゐる。出版物が出ておりますから一応やつたということにはなるんですが、これで見ますとそれ以上に出てゐないのじやないか。同じような出版物が沢山あつて、それ／＼のところどころ刺身のつまみたいになつたところを扱つてゐるといふのじや、何か非常に不経済じやないかと思ひます。

○政府委員(磯邊秀俊君) お説のようないことがないやうにいろ／＼今努力してゐるわけではあります、まだ予算も十分ありませんし、思うように参りませんが、今お話の役人の遊戯に印刷して出すというようなことは極力排除したい。又この普及事業の推進に印刷物によるという方法も輕視できない効果を持つておりますので、この点にも十分考慮を拂つてゐるつもりであります。今後又段々改善して行きたいと思ひます。

○池田恒雄君 普及技術員のポスターを見ますと、非常に綺麗な自転車に乗つて歩いてゐるポスターなんです、相談することは、農業経営、文化、

技術といふのですが、今それだけ大きく分けて三つの部門に關して一人の技術員にその任務を與えてゐるのですか。

○政府委員(磯邊秀俊君) 一番多く普及員が今活躍いたしておりますのは、申すまでもなく農業技術であります。技術員の技術だけ活動しましては、困るからして、段々経営の指導ができるように改良普及員を教育いたしてあります。御承知の通り経営の指導のできる職員というものはそう沢山ございせんので、今養成いたさなければならせん。農村文化というお話ですが、改良局では農村文化というよりも、むしろ生活改善といふことをやつております。これは別に生活改善普及員というものを置きまして、こういう者が担当しております。

○池田恒雄君 併し私は欲張り過ぎてゐるのじやないかと思ひますが、技術指導をやるなら、今の態勢では技術をこなすのに困難じやないでしようか。それなのに生活指導をやらせたり、経営指導をやらせたりするのは、結局これも中央機關が趣味で計画を立てて、やれないことをやらしてゐるのじやないかと思ひます。今村の實際を見ますと、二ヶ村に一人とか三ヶ村に一人しか技術員はいない。これは大した月給も貰つてゐないし、ろくに本も讀んでない。しよつちゆうぐる／＼廻つて、あの人達に飯のたき方から經理の見方まで指導させてゐる。そういう企画を立ててやるというのことが、私はただ制度があるから申訳にやつてゐるといふやうなことになりはせんかと思ひます。現状においては、経営指導とか生活指導とかいふやうなものは分け

てしまつて、技術なら技術、而もその技術も一体どの程度のものがやれるのかということが、はつきり吟味されるべきじゃないでしょうか。

○政府委員(磯邊秀俊君) 欲張り過ぎてるおのじやないかというお話でありまして、それは現在の定員を以てすれば非常に無理であります。でありまして、生活改善の問題は今申上げましたように、生活改善普及員を極く少数配置いたしておりますので、そのできる範囲でやつております。一般の改良普及員は殆んどタツチしてございせん。それでまあ経営の指導は今申上げましたように、指導者を得ることが非常に困難でありますし、段々やつて行きたい。ただ私ここで特に申上げたことは、技術指導といつて技術だけ指導いたしまして、必ずしも農家のお役に立つ技術指導が的確に行われたいというように我々は考えますので、技術指導をいたします場合にも、農家の経営の事態を考へてやつて行くというふうな段々指導して行きたい、かように考へております。現在の職員を以てしましては、大部分技術指導に當つております。

○池田恒雄君 技術を指導する場合に、経営の事態に應ずるのは当然ですが、ただ問題は、その人達が独自でそういう能力や何かを持つことは私は困難だと思ふのですが、そういう農家の実態の上に即応した一つの技術を與えるというだけでも、私は人間一人の仕事には余ることだと思ふ。だからみずから経営問題や経営の學問を研究しながら、一人前に技術を勉強して教へて行くといふことは困難、いや不可能なことではないでしょうか。それを可能

ならしめる機関というものは、私はお伺いするまでもなく、今の普及技術制度の中にはないと思ふ。何かそれとも奇蹟を行う方法があるでしょうか。

○政府委員(磯邊秀俊君) 私の方ではその県に専門技術員を置きまして、専門技術員が経営の問題について普及技術員の力を超える問題がありまして、ここで解決いたします。又専門技術員は経営問題につきましては、改良普及員を機会あるごとに再教育して行く。経営の指導と技術の指導とは別に離してやるならばうまく行かない。技術を離れて経営の指導はないので、非常にむづかしいのじやないかと思ひます。又逆に、経営問題を離れて技術を指導することも、非常に確有効に技術指導が行われたいのじやないか、これが私達の考えであります。

○池田恒雄君 同じような理窟になりますが、私の考え方はちよつと違つておるのです。技術を指導する場合は経営も指導しなければならぬ、こういうふうな工合に聞えますが、ところが私は、技術の指導とはその経営が主体なんです。技術は手段ですから、その経営に求められるものを與へることになるのじやないかと思ふのです。だから経営といふものの主体性を認めないで、技術もやるのだ、経営もやるのだ、こういう話じやないかと思ふのです。一緒にやるなら同じように見えますけれども、経営に牽連性があるわけですから、経営が求める技術を與えて行くのだ、こういうことになるのじやないでしょうか。

○政府委員(磯邊秀俊君) 非常にむづかしい議論になつて参りましたが、私のお話と大した距離はないと思ひま

す。大体同じ考へであると思ひます。お話の通り技術は経営の手段であります。でありますから、どういふ技術を農家が要求するかということが、経営改善の一つの大きな問題でありまして、そういう点につきまして、或る程度普及員が相談相手になるようにいたしたい、こういうことが現在改良普及員でなし得る限度だと思つております。

○池田恒雄君 特にこの点が問題になりますのは、非常に極端な例を取りますと、経営を指導するのだという考へ方は、国策の線に経営を沿わせようとする傾向が今の日本の農林行政には多いわけですね。だとしますと今国策というものは、供出をうんと出させることなんです。普及技術員が経営を指導すると、うかつすると供出補助者になつてしまふ。極めて極端な例を申し上げますと……普及技術員の任務は供出が出るか出ないかにあるのではない。問題は如何にして思ふような米をとるかというところにある。ところが私は最も現在問題になるのだから申し上げますが、單に極端な例だというだけではなく、現実に問題になつておると思ふ。農林省の機構は指導する機構と、それからやたらに監督する機構の二つがあると思ふ。食糧管理局なんというものは、農村の面倒を見て行くというのじやなく、いじめて行く方であると思ふ。あなたの方は非常に農村を大切にしていふところの機構だと思ふのです。その場合、供出問題なんかでは大分問題を起しておるのです。そうして出せないような米を出さした。そうして、食ひ物が無くなつたというふうな例が沢山ある。そういう場合普及技術

員が同じ農林省の役人でありながら、一言半句もそこに意見を出せない。これは国策的経営の方向が余り強力過ぎるのじやないかと思ふ。米がとれなかつたらとれなかつたのだと、自分のお地位においてはつきりさせられたい。これでは普及技術員といふものは極端に脱線しておると思ふのです。供出問題で問題が起つておると、尻をまくつて逃げてしまふということなんです。一方的に食糧のいじめる方だけが強く行つて、大切にすれば、ここに逃げてしまふといふような恰好が出て来ると思ふのです。

○政府委員(磯邊秀俊君) 私の方では、普及事業で最初から申しておりますが、農家の立場に立つて相談相手になる。かゝるが故に普及員といふものは供出、検査といふことには一切携わらない。こういうことを強く言つておりますし、現在そのことを厳守しておるつもりであります。であります今お話の供出の問題が起つたときに、普及員が何ら積極的に発言できないのじやないかというところはお話は、普及員としては苦しい立場だと思ひますが、現在止むを得ないのではないかと。でありますから、できるだけそういう供出の督促といふことは供出の事務に關連いたしますから、普及員は携わらないという方針を強く堅持いたしております。これはどうも日本の現在の農林行政がこういう轉換期にありますので、私達としても非常に苦しい立場に立つのであります。私達はできるだけ農家の経済が伸びて、大きな意味において日本経済の発展に寄與するような方向に伸びるようになを培う、こうい

うように努めております。

○池田恒雄君 だから私はその点で、今の普及技術員の態勢では経営といふところまでどうも伸びないだらうと思ひますが、若し経営に指導力があるとするならば、私は供出問題が起つた場合、それに対して職権を以てどうこうという権限は勿論ないのであります。ただ農民のものの判断についてはつきりした相談相手になれる筈です。この供出は出せんら出さんでもいいと言へると思ふのです。法律上こうじやないか、技術上こうじやないかという、それが言えないというなら、非常に苦しい場合において誰が相談の相手になるか。最も大切なとき相談相手にならない……これは民間の人なら自由にやれるかも知れないといふが、民間の人に代つてそういう判断をやるわけですよ。経営の問題や生活、文化の問題まで御相談に應じますと決めたならば、それならば供出問題でいじめられてどうしたらいいでしょうと言われたら、こういう限度まで出すべきだ、それ以上出せといふのは食糧の方は無理である、こういうことが言えないなら非常に権威がないのです。それからもう一つ、こういうことが問題になるといふのは、普及技術員を地方事務所の中に置くかどうかという問題です。今後とも……

○政府委員(磯邊秀俊君) 第一点は先程申上げました通りであります。これ以上議論しますと大分細かいことになりまして、御了承願ひたいと思ひます。「了承」と呼ぶ者あり

第二の点は先程申しましたように、私の申します行政事務といふのは供出、検査督促という行政事務でありま

すから、そういうことに携わらなくて役人として許す限度におさまして農民のために役に立つようにしたらと、こういう趣旨で、原則として地方事務所に置かない、或いは協同組合なり、或いは役場なり、その地方の実情に応じてこれを置く、こういう方針で指導いたしております。

○池田恒雄君 それはいつ頃から実行されますか、地方事務所に置かないということとは……

○政府委員(磯邊秀俊君) これは初めからそういう方針でありまして、そのことを今も堅持いたしております。

○池田恒雄君 実行の段階……

○政府委員(磯邊秀俊君) 最初から地方事務所には置かないということで、各都道府県に指示いたしております。

○池田恒雄君 現在地方事務所から完全に独立しておりますか、事務が……

○政府委員(磯邊秀俊君) 独立しておりますが、ただ俸給の支拂とか、そういうことについて若干の連絡がある地方もあるように承知しておりますが、地方事務所の長の指揮下には入っておりません。(進行)と呼ぶ者あり

○委員(長、楠見義雄君) 外にございませぬか。

〔採決々々と呼ぶ者あり〕

○委員(長、楠見義雄君) 三日間に亘つて御熱心な質疑が続けられましたので、質疑はこの程度で打ち切られて討論採決に入りたいと思ひますが、御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員(長、楠見義雄君) 御異議ないようでありますから、農業改良助長法の一部を改正する法律案を議題にいたしまして、只今から討論採決に入ります。

す。別に御発言がなければ直ちに採決に入ります。

その前に申し上げますが、改正案の第二十條の二「農林大臣は、第十七條第一項」云々とありますが、第一項はミズプリントで訂正報告が別に出ることになつておりますから、それをお含み置きを頂きたいと思ひます。

政府提出の原案通り可決することに御賛成の方の起立を求めます。

〔総員起立〕

○委員(長、楠見義雄君) 総員起立、よつて農業改良助長法の一部を改正する法律案は全会一致を以て可決することに決定いたしました。

多数意見者の御署名並びに本會議における委員長の報告は前例によりまして、然るべく御一任頂きたいと思ひます。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員(長、楠見義雄君) それでは本案を可とされた方は順次御署名願ひます。

多数意見者署名

石川 准吉 藤野 繁雄

山崎 恒 加賀 操

徳川 宗敬 鈴木 順一

池田 恒雄 池田宇右衛門

北村 一男 門田 定蔵

羽生 三七

○委員(長、楠見義雄君) 次に先程申し上げましたように、農業災害補償法の一部を改正する法律案、及び農業災害補償法第十二條第三項の規定の適用を除外する法律の一部を改正する法律案、この二件を議題に供します。先ず坂本農林政務次官から提案理由の説明を伺います。

○政府委員(坂本實君) 農業災害補償法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明いたします。

農業災害補償法は、実施以来二ヶ年を経過いたしました。その間不幸にして台風の連続、冬季温暖という異常の現象、更にこれらに伴つて各地方に稻熱病等の頻発を見るに至り、これがため水稻、陸稻及び麦並びに蚕繭の共済金の支拂総額は、昭和二十三年度は二十八億一千八百九十九万四千餘に達し、昭和二十四年度は七十七億四千餘に達するに至つたのでありまして、農家はこれらの共済金を直接生活費に、或いは肥料、資材、農具等の購入費に充て、或いは又農業手形割引の担保として生産資金の獲得に利用し、再起の途を請じているのであります。

農業災害補償制度は、かくいたしまして、民主的農村社会の基礎たる自立自営の農業経営の安定を図り、併せて農業生産の発展に寄與することを目的としたものであります。近年に於ける災害の頻発と逼迫せる農村経済の窮状を注視いたし、この際共済の対象として農作物共済の共済事故に虫害及び鳥獸害を加え、蚕繭共済の共済事故に蚕兒の風水害、地震、噴火、虫害及び桑葉の病虫害を加え、更に、従来の都道府県知事の権限に、新たに農業共済組合連合会に対する業務報告、徴収、会計検査等に関する監督上の権限を加へまして、事業の拡充を図りますと共に、これに伴い一層適切な指導を期することとしたのであります。

尚引続きまして農業災害補償法第十二條第三項の規定の適用を除外する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提出理由を御説明いたします。

この法律案の内容は、農業災害補償法第十二條によりまして、食糧管理特別会計は、水稻、陸稻、麦の農作物共済の共済掛金の一部を農業共済再保険特別会計に繰入れて負担いたしますと共に、この負担金を食糧の売渡価格の中に織り込みまして、消費者に負担させるように定めておるのであります。が、第五国会におきましては、これに対する臨時立法として「農業災害補償法第十二條第三項の規定の適用を除外する法律」を制定いたし、昭和二十三年の両年度における食糧管理特別会計の負担金を消費者価格に織り込まないことにいたしましたのであります。昭和二十五年におきましてもこれと同様の措置を講じたのであります。而して食糧管理特別会計の昭和二十五年年度における負担金二十六億九千二百一十一万一千円に上つたこと、一般会計からの繰入金によること、たし、これに伴う予算並びに法律案は、この法律案と並行して今国会に提出されてゐるのであります。

以上の通りであります。何とぞ慎重御審議の上速かに御賛同あらんことを切望いたす次第であります。

○山崎恒君 本日はこの程度で一つ散会願ひます。

○委員(長、楠見義雄君) 本日はまだ二つも予定はございますが、この二件につきましては一応本日も持ち帰り頂きまして、御検討の上明日から質疑をいたしたいと思ひますので、本日はこれで散会いたします。明日は午後一時から開会いたします。

午後三時三十一分散会
出席者は左の通り。

委員長

楠見 義男君

理事

羽生 三七君

石川 准吉君

藤野 繁雄君

委員

門田 定蔵君

池田宇右衛門君

北村 一男君

鈴木 順一君

加賀 操君

徳川 宗敬君

山崎 恒君

池田 恒雄君

政府委員

農林政務次官

農林技官

(農業改良局長)

磯邊 秀俊君

坂本 實君